

法第 29 条第 1 項の規定による立ち入り検査に関する情報の公表（利用者の安全及び利益に係るもの）

検 査 日	事 業 者 名	検 査 結 果
令和 7 年 8 月 2 6 日	阿 部 義 一	・業務規程の記載について不備があった。 ・利用者名簿の記載事項に不足があった。